

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	大気汚染防止法	法令の番号	昭和 4 3 年法律第 9 7 号				
不利益処分の種類	ばい煙発生施設の届出に係る計画変更命令・計画廃止命令	根拠条項	第 9 条				
処分基準	<p>(1) 処分を行う場合</p> <p style="padding-left: 20px;">ばい煙発生施設の設置の届出及びばい煙発生施設の構造等の変更の届出があった場合で、その届出に係るばい煙発生施設が、ばい煙量又はばい煙濃度の排出基準に適合しないと認めるときに、届出を受理した日から 6 0 日以内に限り処分を行う。</p> <p>(2) 処分の内容、程度</p> <p style="padding-left: 20px;">届出に係るばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法に関する計画の変更（ばい煙発生施設の構造等の変更の届出に係る計画の廃止を含む。）又はばい煙発生施設の設置の届出に係る計画の廃止を命ずる。</p>						
対応区分	1 弁明の機会の付与	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	目次 NO	
	2 聴聞の実施						